

平成29年第8回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年8月25日(金) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員16名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

10番 岩坂 一明

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

なし

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

(2) 議案第24号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第19号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:29

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、16名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第8回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号2番 石倉 稔 委員 及び 議席番号3番 谷内 吉夫 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第23号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第23号の農地法第5条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第23号、1番を議案書をもとに朗読】 申請番号1番については、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と考えており、また集落に接続していることから許可については妥当と考えております。

議 長	それでは申請番号1番については私より意見を述べます。
向面会長	8月23日に森谷職務代理、岩坂・山崎運営委員と現地調査をいたしました。先ほどの説明にもあるとおり申請地は民家と譲受人の事務所に挟まれた土地であり周りに対する影響はありません。転用しても大丈夫な土地と見てきました。周辺に迷惑をかけるようなものではありませんでした。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第23号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第23号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第24号】の農地利用集積計画について議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書5ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は1件です。 【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】 以上、畑が17,504 m ² で計17,504 m ² です。作物別設定面積は麦が17,504 m ² で計17,504 m ² です。
議 長	それではこれより質疑を許します。

石倉委員	石倉です。契約期間が7ヶ月というのは何か理由があるのですか。
事務局	こちらですが、これまで借受人は年度途中で出しています。恐らくですが前回提出のあったものについても3月末までとなっており、期間を合わせた上で今後は管理していき、4月から3月までとしていきたいと考えているようです。
議長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第24号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第24号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第18号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書8ページをお開きください。報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は3件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 以上合計36筆8,532.16㎡で内訳は田が6,305.16㎡、畑が2,227㎡です。
議長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	相続の届出に関する現況地目ですが、これはあくまで申請者からの聞き取りによるものでしょうか。
事務局	現況については農業委員会の台帳での地目であり、これについては以前全筆調査をおこなった時の結果が基になっています。

石倉委員	ちなみに番号1に 11 m ² の田がありますが、これは果たして田になるものでしょうか。雑種地ではないかと思って聞いたものです。
事務局	枝番ですので農道なりにとられた残りではないかと推測していますが、隣の筆と一緒にいるかは確認したいと思います。
石倉委員	届出として出した書類には半永久的に残るものなので、現地確認の際の資料を基に作ったという事であれば仮に他の調査で確認された場合どのように確認したかという事があるかもしれませんので、少し変だなと思った場合は現況を確認して担当委員にも確認した方が良いのではないのでしょうか。書類だけ見ると 11 m ² の田というのは変だと思いますので。議案書を作ってみて事務局の方で変だと思ったら後々まで残る書類ですので良いのではないのでしょうか。
事務局	わかりました。次回から行います。
議長	他にございませんか。それでは【報告第18号】を終わります。次に【報告第19号】の農地法第5条の制限除外の届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	はい、ご説明いたします。議案書 11 ページをお開きください。報告第19号農地法施行規則該当転用届です。今月は2件です。
	【議案書にもとづいて、農地の制限除外の届出の内容を朗読】
	合計2筆 18 m ² で内訳は田が9 m ² 、その他が9 m ² です。以上です。
議長	それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号3番 谷内 吉夫委員よりご意見をお願いいたします。
谷内委員	はい、説明します。23日に現地調査を行いました。18ページの地図をご覧ください。位置が違っておりましたもう少し右上になります。ハウスが2棟建っているすぐ横です。両脇の農地は水田ですが9 m ² の携帯電話基地局が建つことによって両脇の田やハウスに対する影響はまったく

	ないと見てきました。以上です。
議 長	次に申請番号2番について地区担当委員議席番号1番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。
坂下委員	それでは説明します。23日に現地を見てきました。滝又の外れのバス停の三叉路のところにありました。場所的にはまっすぐなところで既にNTTの携帯電話基地局がありました。その横に集落のテレビの基地局があり、そこから3mほどはなれたところがKDDIの予定地でした。隣の畑に農家さんがいましたので聞いたところ特に問題はないようでした。広いところでできたとしても周りに影響はないように思いました。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、それでは【報告第19号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」について安委員より報告願います。
安 委 員	(安委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)
議 長	それでは第8回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

平成29年8月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

2 番

署 名 委 員

3 番
